

令和 8 年度分 市民税・道民税申告の手引き

- 令和 8 年度分市民税・道民税申告は、令和 8 年度の住民税額や国民健康保険税額などの決定のため、令和 7 年 1 月から 12 月までの所得金額や各種控除額を令和 8 年 1 月 1 日現在の住所地の市町村に申告します。
- この手引きは、市民税・道民税申告の一般的な内容を記載していますが、ご不明な点などは市役所税務課市民税担当にお問い合わせください。
- 市民税・道民税申告書は、北広島市ホームページからダウンロードのほか、市役所税務課、各出張所及び団地住民センター連絡所にて配布しています。
- 市民税・道民税申告書は、市役所税務課に提出してください。**市役所以外で申告の相談や申告書の受付はできません。**
- **令和 8 年 2 月 10 日（火）から同年 3 月 13 日（金）までは、市役所税務課窓口での申告相談はできません。**当期間中は、市内に申告相談会場を設け、申告の相談及び申告書の受付を行いますので、『広報北広島』（1 月 1 日号及び 2 月 1 日号）をご覧ください。

1 市民税・道民税申告が必要となる方

令和 8 年 1 月 1 日現在で北広島市に居住しており、

- 令和 7 年 1 月から 12 月までに給与又は公的年金等以外の所得がある方
- 扶養や社会保険料など、源泉徴収票に記載されている各種控除を追加、変更する場合

※**令和 7 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する方は、令和 8 年度分市民税・道民税申告書を提出する必要はありません。**

※無収入、非課税収入（遺族年金・障害年金など）のみの方でも、国民健康保険税などの適正な算定のために市民税・道民税申告が必要な場合があります。

2 市民税・道民税申告書を提出する際の注意点

- 市民税・道民税申告書は、市役所税務課に提出してください。**市役所以外で申告の相談や申告書の受付はできません。**
- **令和 8 年 2 月 10 日（火）から同年 3 月 13 日（金）までは、市役所税務課窓口での申告相談はできません。**当期間中は、市内の申告相談会場にお越しください。
- 所得や各種控除が確認できる書類（源泉徴収票など）を持参してください。
- 営業・不動産所得などの収支内訳書の作成や相談は行いません。**事前に作成して来てください。**
- 海外に扶養親族がいる場合は、親族関係書類及び送金関係書類の添付が必要となります。
- マイナンバーカードなどの番号確認書類（扶養親族分を含む）と本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。
- 日中連絡が取れる電話番号を必ず記載してください。

令和 7 年分から住民税の電子申告が可能になりましたので、ご利用をお願いいたします。
次の 2 次元コードから eLTax（電子申告）のページに移動することが可能です。



〒061-1192

北海道北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

北広島市役所財務部税務課市民税担当

電話：011-372-3311 内線 3705・3704

3 総合所得の種類と計算方法（分離所得は市役所税務課市民税担当にお問い合わせください。）

種類		摘要	申告書への記入方法			
			収入金額等		所得金額等	
営業	営業等	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	ア	総収入金額	①	総収入金額－売上原価(期首在庫高＋商品仕入高－期末在庫高)－必要経費
	農業		イ		②	
不動産		土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	ウ	総収入金額	③	総収入金額－必要経費
利子		国外で支払われる預金等の利子などの所得	エ	収入金額(税込み)	④	左記の金額
配当		法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得	オ	収入金額(税込み)	⑤	収入金額－元本を取得するために要した負債利子
給与		俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	カ	収入金額	⑥	給与所得の速算表(表1)により算出した金額
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、恩給、一定の外国年金などの所得	キ	収入金額	⑦	公的年金等に係る雑所得の速算表(表2)により算出した金額
	業務	原稿料、講演料、シェアリング・エコノミーなどの副収入による所得	ク	収入金額	⑧	収入金額－必要経費
		(家内労働者等の必要経費の特例) シルバー分配金受領者、ヤクルト配達員、新聞配達員、外交員、集金人、電力量計の検針人など				収入金額－必要経費－65万円(最大で)
その他	生命保険の年金、暗号資産取引による所得など他の所得に当てはまらない所得	ケ	収入金額	⑨	収入金額－必要経費	
総合	短期	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	コ	総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(50万円)	⑩	左記の金額
	長期		サ			左記の金額×0.5
一時		生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	シ	総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(50万円)	⑪	左記の金額×0.5

(表 1) 給与所得の速算表

収入金額	所得金額
～ 650,999 円	0 円
651,000 円 ～ 1,899,999 円	収入金額 - 650,000 円
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	収入金額 ÷ 4 (千円未満端数切捨)
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	① × 2.8 - 80,000 円 ① × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円 (1 円未満端数切捨)
※8,500,000 円 ～	収入金額 - 1,950,000 円

※給与等の収入金額が 850 万円を超える者で、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、

◆の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く

- (1)本人が特別障害者に該当する (2)23 歳未満の扶養親族を有する
(3)特別障害者である同一生計配偶者を有する (4)特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除 = (給与等の収入金額[※] - 850 万円) × 10%

※給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は 1,000 万円とする。

(表 2) 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢	収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満 (S36.1.2 生～)	～ 1,300,000 円	収入金額 - 600,000 円	収入金額 - 500,000 円	収入金額 - 400,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円	収入金額 × 0.75 - 175,000 円	収入金額 × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円	収入金額 × 0.85 - 585,000 円	収入金額 × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円 ～	収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円
65 歳以上 (～S36.1.1 生)	～ 3,300,000 円	収入金額 - 1,100,000 円	収入金額 - 1,000,000 円	収入金額 - 900,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円	収入金額 × 0.75 - 175,000 円	収入金額 × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円	収入金額 × 0.85 - 585,000 円	収入金額 × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円 ～	収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円

注) 給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の計算から差し引く

◆所得金額調整控除 = (給与所得 + 公的年金等雑所得)[※] - 10 万円

※給与所得及び公的年金等雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円とする

4 所得控除の種類と計算方法（令和8年12月31日現在）

控除の種類		摘要	対象者	控除額
⑬	社会保険料控除	国民年金や厚生年金保険料、掛金 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料など	本人、生計を一にする配偶者又はその他の親族の負担すべき保険料の払込者 ※公的年金等からの天引きは年金受給者 ※口座振替での納付は支払者	1月1日～12月31日までの支払金額
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金 企業型年金加入者掛金や個人型年金加入者掛金 心身障害者扶養共済掛金	本人（共済契約者）	1月1日～12月31日までの支払金額
⑮	生命保険料控除	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	保険金等の受取人が本人、配偶者又はその他の親族とする保険料の払込者	生命保険料控除の計算式（表3）により算出した金額
⑯	地震保険料控除	地震保険料 旧長期損害保険料	本人、生計を一にする配偶者又はその他の親族の所有する家屋で常時その居住の用に供する保険料の払込者	地震保険料控除の計算式（表4）により算出した金額
⑰	寡婦控除	本人の合計所得金額が500万円以下で、 ① 夫と死別又は生死不明である者 ② 夫と離別し、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする扶養親族を有する者		26万円
⑱	ひとり親控除	本人の合計所得金額が500万円以下で、 死別又は生死不明、離別及び未婚であり、 総所得金額が58万円以下の生計を一にする子を有する者		30万円
⑲	勤労学生控除	本人の合計所得金額が85万円以下で、 勤労によらない所得が10万円以下であり、 特定の学校の学生や生徒である者		26万円
⑳	障害者控除	本人、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者又は扶養親族が障害者である者		障害者控除の範囲表（表5）により算出した金額
㉑	配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、 生計を一にする配偶者を有する者		配偶者（特別）控除の範囲表（表6）により算出した金額
㉒	配偶者特別控除			

控除の種類		摘要	対象者	控除額
㉓	扶養控除	合計所得金額が 58 万円以下の 16 歳以上の生計を一にする扶養親族を有する者		扶養控除の範囲表（表 7）により算出した金額
㉔	特定親族特別控除	合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の 19 歳～22 歳の生計を一にする親族を有する者		
㉔	基礎控除	本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の者		基礎控除の範囲表（表 8）により算出した金額
㉖	雑損控除	災害又は盗難、横領により、本人、総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする配偶者又はその他の親族が所有する資産に損害を受けた者		雑損控除の計算式（表 9）により算出した金額
㉗	医療費控除 （いずれかの適用を選択）	本人、生計を一にする配偶者又はその他の親族のための医療費の払込者（医療費控除）		医療費控除の計算式（表 10）により算出した金額
		本人、生計を一にする配偶者又はその他の親族のための特定一般用医薬品等購入費の払込者（セルフメディケーション税制）		

(表 3) 生命保険料控除の計算式

一般の生命保険料

旧契約の支払金額	A 円	A の金額を計算式 I で算出した金額 ①	(最高 35,000 円) 円	小計 (①+②) ③	(最高 28,000 円) 円
新契約の支払金額	B 円	B の金額を計算式 II で算出した金額 ②	(最高 28,000 円) 円	①と③の いずれか高い金額	ア 円

個人年金保険料

旧契約の支払金額	C 円	C の金額を計算式 I で算出した金額 ④	(最高 35,000 円) 円	小計 (④+⑤) ⑥	(最高 28,000 円) 円
新契約の支払金額	D 円	D の金額を計算式 II で算出した金額 ⑤	(最高 28,000 円) 円	④と⑥の いずれか高い金額	イ 円

介護医療保険料

支払金額	E 円	E の金額を計算式 II で算出した金額	(最高 28,000 円) ウ 円
------	--------	----------------------	-------------------------

生命保険料控除額 (ア+イ+ウ) (最高 7 万円)

ア	円	イ	円	ウ	円	合計	円
---	---	---	---	---	---	----	---

計算式 I (旧契約 (H23.12.31 以前に締結した保険契約等)) (小数点切上げ)

支払金額	控除額
15,000 円以下	支払金額
15,001 円 ~ 40,000 円	支払金額 × 1/2 + 7,500 円
40,001 円 ~ 70,000 円	支払金額 × 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	35,000 円

計算式 II (新契約 (H24.1.1 以降に締結した保険契約等)) (小数点切上げ)

支払金額	控除額
12,000 円以下	支払金額
12,001 円 ~ 32,000 円	支払金額 × 1/2 + 6,000 円
32,001 円 ~ 56,000 円	支払金額 × 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	28,000 円

(表 4) 地震保険料控除の計算式

地震保険契約の支払金額	F 円	F の金額を計算式Ⅲで算出した金額 ⑦	(最高 25,000 円) 円	地震保険料 控除額 (⑦ + ⑧)	(最高 25,000 円) 円
旧長期損害保険契約の支払金額	G 円	G の金額を計算式Ⅳで算出した金額 ⑧	(最高 10,000 円) 円		

計算式Ⅲ (地震保険契約) (小数点切上げ)

支払金額	控除額
50,000 円以下	支払金額 × 1/2
50,000 円超	25,000 円

計算式Ⅳ (旧長期損害保険契約) (小数点切上げ)

支払金額	控除額
5,000 円以下	支払金額
5,001 円 ~ 15,000 円	支払金額 × 1/2 + 2,500 円
15,000 円超	10,000 円

(表 5) 障害者控除の範囲表

判定資料	普通障害	特別障害者	
		同居 ※1	本人又は非同居
療育手帳	B	A	A
精神障害者保健福祉手帳	右記以外	1 級	1 級
身体障害者手帳	右記以外	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
障害者控除対象者認定書 ※2	右記以外	要介護 4 及び 5	要介護 4 及び 5
控除額	26 万円	53 万円	30 万円

※1 生計を一にする配偶者又は扶養親族が特別障害者で、本人又は配偶者、本人と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている方を指します。

※2 要介護認定を受けていても、福祉課が発行する障害者控除対象者認定書が別途必要です。

(表 6) 配偶者（特別）控除の範囲表

配偶者の合計所得金額			本人の合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万超 1,000 万円以下
配偶者	58 万円以下	S31.1.2以降生	33 万円	22 万円	11 万円
		S31.1.1以前生	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別	58 万円超	100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超	105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超	110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超	115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超	120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超	125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超	130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超	133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	133 万円超		0 円	0 円	0 円

(表7) 扶養控除の範囲表

		控除額	
年少扶養親族（16歳未満） H22.1.2以降に生まれた方		控除金額はなし	
一般の控除対象扶養親族（16歳～18歳、23歳～69歳） H19.1.2からH22.1.1までに生まれた者 S31.1.2からH15.1.1までに生まれた者		33万円	
特定扶養親族（19歳～22歳） H15.1.2からH19.1.1までに生まれた者	親族等の合計所得（以下略） 58万円以下	45万円	
特定親族特別控除（19歳～22歳） H15.1.2からH19.1.1までに生まれた者 ※ 扶養ではないため要注意。	58万円超 85万円以下	45万円	
	85万円超 90万円以下		
	90万円超 95万円以下		
		95万円超 100万円以下	41万円
		100万円超 105万円以下	31万円
		105万円超 110万円以下	21万円
		110万円超 115万円以下	11万円
		115万円超 120万円以下	6万円
		120万円超 123万円以下	3万円
老人扶養親族（70歳以上） S31.1.1以前に生まれた者	同居老親等 以外の人	38万円	
	同居老親等	45万円	

(表 8) 基礎控除の範囲表

本人の合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	0 円

(表 9) 雑損控除の計算式

損害金額	H 円	災害等関連 支出の金額	I 円	保険金等の 補てん金額	J 円
小計 (H+I-J)	K 円	総所得金額等 ×10%	L 円	K-L ⑨	円
I-J-5万円 ⑩	円	雑損控除額 (⑨と⑩のいずれか高い金額)		円	

(表 10) 医療費控除の計算式 (医療費控除又はセルフメディケーション税制のいずれかの適用を選択)

医療費控除

医療費の金額	M 円	保険金等の 補てん金額	N 円	総所得金額等 ×5%	O 円 (最高 100,000 円)
医療費控除額 (M-N-O)		(最高 2,000,000 円) 円			

セルフメディケーション税制

特定一般用医薬品 等購入金額	P 円	保険金等の 補てん金額	Q 円
セルフメディケーション税制 (P-Q-12,000 円)		(最高 88,000 円) 円	

申告書の書き方（うら）

◆控除金額 ⑨A市（北広島市以外）へ30,000円寄附（ふるさと納税）

※寄附金がある場合は必ず申告書の裏面に記載してください。

また、事業・不動産所得、公的年金等以外の雑所得・配当所得・一時所得などがある場合や別居の扶養親族がいる場合も忘れずに裏面に記載してください。

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

1	支払金額	円
	勤務先所在地	
2	勤務先名	
	電話番号	
	支払金額	円
	勤務先所在地	
	勤務先名	
	電話番号	

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
		円	円	円	円	円
一時	長期					
合計						イ+((ロ+ハ)×1/2)

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のシに記入してください。右の二の金額を表面のイの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	個人番号	従事月数	専従者給与(控除)額
		明・大・昭			
承認あり・承認なし					合計額

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附）や
市民税・道民税の寄附金控除に該当する寄附先に寄附した金額
を記入してください。

※申告者本人が寄附したものに限りです。

※市民税・道民税の寄附金控除に該当する寄附先は、税務課へ
お問い合わせください。

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得
に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けよう
る場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書
れてください。

当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	譲渡額、譲渡損失額(白) 円
前年中の開業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	30,000 円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府 県、市区町村分(特例控除対象外)	
条例指定分	北海道 北広島市

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入
してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定
非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金につ
いては、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」
を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	個人番号
		明・大・昭	
		平・令	
特別障害者に該当する場合		別居の場合の住所	
	級 度		